

府海事第129号
令和6年6月17日

行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 殿

内閣府総合海洋政策推進事務局長
宮澤 康一



令和6年4月17日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令研究の一環としてお願いしています。
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（令和6年）に係る内閣法制局御説明資料
- 2 開示する行政文書の名称
説明資料
- 3 不開示とした部分及びその理由
別紙のとおり

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

No	行政文書の名称等	該当ページ	不開示とした場所	法第5条の該当号	不開示理由
1 説明資料	43-44 政令の規定に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
2 説明資料	45 募集区域の指定に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
3 説明資料	49-50 募集区域の指定に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
4 説明資料	63 省令の規定に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
5 説明資料	65 許可の有効期間に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
6 説明資料	67-68 本法案と再エネ特措法の関係性に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
7 説明資料	98 地位の承継の認可の際の条件変更等に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
8 基本想定問答	2 募集区域の指定に関すること	5号	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	国は機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれしくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	
9 基本想定問答	17 マスタープランに関すること	6号柱書き	関係機関が行う事柄であり、公にすることと、関係機関との信頼関係が損なわることから。	関係機関が行う事柄であり、公にすることと、関係機関との信頼関係が損なわることから。	

No 行政文書の名称等	該当ページ	不開示とした場所	法第5条の該当号	不開示理由
10 基本想定問答	20 漁業影響調査に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
11 基本想定問答	23 漁業団体との調整に関すること	6号柱書き		国の機関が行う事務に関する情報であつて、公にするこにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
12 基本想定問答	26 利害関係者の特定に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
13 基本想定問答	27 漁業補償に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
14 基本想定問答	28 募集区域の指定に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
15 基本想定問答	30 募集区域の指定に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
16 基本想定問答	32 政令の規定に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。
17 基本想定問答	35 浮体式洋上風力発電に関すること	5号		国の機関の内部又は相互間ににおける検討又は協議に関する情報であつて、公にするおそれにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。

※法第5条の該当号欄の「法」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を指す。